

域を設定し、及び変更する旨本渡市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

上記の届出に係る町の区域の設定及び変更は、本渡都市計画事業本渡北地区土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮谷 義子

(町の区域の設定)

設定前の町	設定前の大字	設定前の字	区 域	設定後の町
本渡町	本戸馬場	牛ノ首	459の1、464の2、465の1、465の4、465の5	丸尾町

(町の区域の変更)

変更前の町	変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の町	変更後の大字	変更後の字
本渡町	本戸馬場	園田	924の1、925の1に隣接する道路である国有地の全部	本渡町	本戸馬場	箱ノ水場
本渡町	本戸馬場	末石	3161の2、3162の5、又3165、3165の1、3165の3から3165の5まで、3165の10、3166の2	今釜町		
本渡町	本戸馬場	田島	3172の2から3172の4まで、 $\frac{3173}{3174}$ の2、 $\frac{3173}{3174}$ の3、3173の1、3175、3176の1、3176の2、3177の1、3221の2から3221の4まで、3222の1、3222の3、3222の4、3223の2、3224の1、3224の2、3224の4、3225の1、3225の2、3226の1から3226の3まで、又3226、3251の2、3251の3、3251の6、3251の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	今釜町		

上記の地番は平成15年12月1日現在の登記簿による。

熊本県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	植木インター菊池線	菊池市七城町小野崎	前	10.8	78.0	交差点 改良
		同所	946番5地先から	後		
			777番1地先まで	前	10.8	
			後	18.8		

2 区域変更する期日 平成18年2月1日

熊本県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	菊池郡大津町大字杉水字赤迫 628番2地先から 同大字 字西原 561番2地先まで	500.0	

2 供用開始する期日 平成18年2月1日

熊本県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本益城大津線	熊本市佐土原二丁目 494番1地先から 同 所 386番1地先まで	103.8	緊道整
一般県道	小池竜田線	熊本市桜木五丁目 252番3地先から 同市佐土原二丁目 386番1地先まで	708.0	”

2 供用開始する期日 平成18年2月1日

熊本県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
益城デイサービスセンター 上益城郡益城町広崎520番地12	有限会社ケイアンドワイ	平成18年1月20日

熊本県告示第80号

平成18年2月27日から菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置することに伴い、合志町の公平委員会の事務の委託を平成18年2月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第81号

平成18年2月27日から菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置することに伴い、西合志町の公平委員会の事務の委託を平成18年2月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第82号

平成18年3月1日から玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって和水町を設置することに伴い、菊水町の公平委員会の事務の委託を平成18年2月28日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第83号

平成18年3月1日から玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって和水町を設置することに伴い、三加和町の公平委員会の事務の委託を平成18年2月28日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第84号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、本渡市の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第85号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、牛深市の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第86号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、有明町の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第87号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、御所浦町の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第88号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、倉岳町の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第89号

平成18年3月27日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、栖本町の公平委員会の事務の委託を平成18年3月26日限り廃止する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 90 号

平成 18 年 3 月 27 日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、新和町の公平委員会の事務の委託を平成 18 年 3 月 26 日限り廃止する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 91 号

平成 18 年 3 月 27 日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、五和町の公平委員会の事務の委託を平成 18 年 3 月 26 日限り廃止する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 92 号

平成 18 年 3 月 27 日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、天草町の公平委員会の事務の委託を平成 18 年 3 月 26 日限り廃止する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 93 号

平成 18 年 3 月 27 日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置することに伴い、河浦町の公平委員会の事務の委託を平成 18 年 3 月 26 日限り廃止する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 94 号

合志西合志下水道組合が平成 18 年 2 月 26 日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 95 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 立正福祉会 グループホーム未来 知的障害者地域生活援助	事業所の所在地	阿蘇郡高森町高森 1623 番地 1	阿蘇郡高森町高森 1325 番地	平成 17 年 12 月 15 日

熊本県告示第 96 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
橋本外科医院 鹿本郡植木町亀甲 459 番地 1	橋本純一	平成 18 年 1 月 1 日

福満内科医院 八代市松江町 288 番地	福満健一郎	平成 18 年 1 月 1 日
-------------------------	-------	-----------------

熊本県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6200058	あおば病院	医療法人社団明心会	宇城市萩尾 2037-1	平成 17 年 11 月 1 日
6040079	天神耳鼻咽喉科	幡手 宏匡	水俣市天神町 1-4-10	平成 17 年 12 月 1 日
6030112	山田クリニック	医療法人山田クリニック	荒尾市東屋形 14-9	平成 17 年 9 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6014083	木屋 歯科 クリニック	木屋 節弘	八代市古閑上町 170-8	平成 17 年 11 月 18 日
6594019	村田歯科医院	医療法人綾会	上益城郡益城町宮園 717-3	平成 17 年 11 月 1 日
6044025	ひかり歯科クリニック	飯干 光男	水俣市大黒町 2-3-12	平成 17 年 12 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000982	ジャスコ クレア熊本店薬局	イオン九州株式会社	上益城郡嘉島町上島長池 2232 ダイヤモンドシティクレア 1F	平成 17 年 12 月 1 日
0000983	いくら調剤薬局	有限会社渡邊ファーマシー	玉名市伊倉北方 278-4	平成 18 年 1 月 1 日
0000984	船の尾薬局	有限会社船の尾薬局	本渡市船之尾町 9-19	平成 18 年 1 月 13 日

〔訪問看護〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
6010226	訪問看護ステーション シラサギ	有限会社 シラサギ	八代市田中北町 17 号 5 番地	平成 18 年 1 月 10 日

熊本県告示第 98 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
青葉病院	医療法人社団明心会	下益城郡城南町東阿高 778-20	平成 17 年 11 月 1 日
長野医院	長野 寿美子	本渡市佐伊津町 2008	平成 17 年 10 月 20 日
山田クリニック	山田 孝吉	荒尾市東屋形 2-13-6	平成 17 年 9 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
木屋歯科医院	木屋 節弘	八代市本町 4-4-3	平成 17 年 11 月 17 日
村田歯科医院	村田 昭	上益城郡益城町 宮園 717-3	平成 17 年 11 月 1 日

熊本県告示第 99 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リハビリケアセンター 熊本市紺屋町二丁目 28 番地	有限会社リハビリケアセンター	平成 18 年 1 月 23 日

熊本県告示第 100 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターさとかづき 熊本市南高江二丁目 6 番 41 号	特定非営利活動法人さとかづき	平成 18 年 1 月 20 日

公 告**熊本県公告第 66 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保 1976 番
378.34 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東町三丁目 10 番 22-7 号
南 勇人

熊本県公告第 67 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷 44 番の一部
380.04 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字上仲間 17 番地
北澤 浩幸

熊本県公告第 68 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 菊池郡菊陽町大字津久礼字上迎原 3088 番 2、同 3088 番 6、同 3088 番 7、同 3088 番 10、同 3088 番 11、同 3091 番 1、同 3091 番 2 及び 3091 番 3
2,549.28 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 3091 番地
前崎 りさ

熊本県公告第 69 号

球磨郡錦町中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高 村 健一郎	球磨郡錦町大字一武 1382 番地
"	空 戸 正 幸	球磨郡あさぎり町上西 665 番地 1
"	中 村 茂 幸	球磨郡錦町大字一武 2311 番地
"	緒 方 芳 郎	球磨郡あさぎり町上北 2215 番地 8
"	宮 元 庄 一	球磨郡あさぎり町上西 92 番地
"	森 山 幸 則	球磨郡あさぎり町上西 1392 番地
"	藤 田 和 行	球磨郡錦町大字西 47 番地
監事	上 田 精 吾	球磨郡錦町大字西 3521 番地 2
"	林 田 益 義	球磨郡錦町大字一武 3346 番地 1
就任		
理事	中 村 茂 幸	球磨郡錦町大字一武 2311 番地
"	宮 元 庄 一	球磨郡あさぎり町上西 92 番地
"	藤 本 和 行	球磨郡錦町大字西 47 番地
"	鶴 田 和 典	球磨郡あさぎり町上西 1333 番地 1
"	塚 本 恒 夫	球磨郡あさぎり町免田西 3347 番地
"	深 水 功	球磨郡錦町大字一武 2176 番地 1
"	緒 方 信 三	球磨郡あさぎり町上北 31 番地
監事	上 田 精 吾	球磨郡錦町大字西 3521 番地 2
"	蓑 毛 勝 清	球磨郡あさぎり町上西 1338 番地 8

熊本県公告第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字杉堂字北高遊原 871 番 2
2,382.80 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字杉堂 891 番地 1
有限会社 熊本平成パーツ

熊本県公告第 71 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字豊岡字須屋久保 2000 番 158、同 2000 番 582、同 2000 番 583 及び同 2000 番 584
4,182.68 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市長嶺西二丁目 18 番 67 号

有限会社 パーツランド東部

熊本県公告第72号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第1回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池 川地域森林 計画区	菊池川水源かん養保安林	814.67
	菊池川土砂流出防備保安林	113.73
	菊池川保健保安林	0.54
	阿蘇地区水源かん養保安林	655.65
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	35.02
	阿蘇地区保健保安林	1.77
	小国地区水源かん養保安林	102.52
	小国地区土砂流出防備保安林	15.83
	五箇瀬川水源かん養保安林	47.98
	五箇瀬川土砂流出防備保安林	6.66
	大野川水源かん養保安林	77.02
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	2.07
	植木町干害防備保安林	5.80
山鹿市干害防備保安林	2.12	
緑川地域森 林計画区	緑川水源かん養保安林	863.82
	緑川土砂流出防備保安林	111.79
	宇城地区水源かん養保安林	230.87
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.77
天草地域森 林計画区	天草地区水源かん養保安林	332.08
	天草地区土砂流出防備保安林	116.56
	天草地区保健保安林	0.88
球磨川地域 森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1199.63
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.70
	氷川五家荘地区保健保安林	2.00
	城南地区水源かん養保安林	468.32
	城南地区土砂流出防備保安林	92.48
	球磨地区水源かん養保安林	4285.67
	球磨地区土砂流出防備保安林	516.68
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	23.95

熊本県公告第73号

城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成10年10月8日から平成25年3月31日まで

- 3 施行地区 熊本県下益城郡城南町大字今吉野字上中須の全部、同町大字今吉野字東原、字中原及び字西原の各一部、同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂及び字溝口の各一部、同町大字舞原字今原の一部並びに同町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡城南町大字宮地 862 番地 1
- 5 設立認可の年月日 平成 10 年 10 月 8 日
- 6 変更認可の年月日 平成 18 年 1 月 24 日

熊本県公告第 74 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	平山新町	平成 14 年 12 月 19 日	平成 17 年 3 月 30 日	八代市

熊本県公告第 75 号

上天草市教良木土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 2 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	稲 津 俊 徳	天草郡倉岳町大字棚底 1736 番地
"	植 村 賢 始	上天草市松島町今泉 1140 番地
"	山 並 彰 夫	天草郡倉岳町大字宮田 3812 番地
"	徳 田 浩	上天草市松島町教良木 2279 番地
"	渡 辺 稔 夫	上天草市松島町内野河内 1455 番地 1
"	寄 口 大 和	上天草市松島町合津 3183 番地 1
"	山 辺 嶷	上天草市松島町教良木 4328 番地 1
"	坂 本 尚 士	天草郡倉岳町大字宮田 1888 番地
"	赤 星 務	上天草市松島町内野河内 2651 番地
"	高 口 義 照	天草郡倉岳町大字浦 3782 番地
"	吉 田 宣 政	天草郡倉岳町大字棚底 2042 番地
"	塚 本 繁 二	上天草市松島町阿村 5598 番地 2
"	福 田 良 作	上天草市松島町今泉 2114 番地 5
"	吉 澤 孝 二	上天草市松島町合津 681 番地 1
"	井 川 征 治	天草郡倉岳町大字浦 1048 番地
"	馬 田 哲 明	天草郡倉岳町大字棚底 1733 番地
"	深 井 房 明	上天草市松島町阿村 3945 番地
監事	西 山 英 典	上天草市松島町今泉 2809 番地 1
"	柿 原 刻 満	上天草市松島町教良木 4973 番地 1
"	野 口 貞 男	天草郡倉岳町大字浦 328 番地
就任		
理事	稲 津 俊 徳	天草郡倉岳町大字棚底 1736 番地
"	何 川 一 幸	上天草市大矢野町登立 2925 番地 1
"	深 井 房 明	上天草市松島町阿村 3945 番地
"	太 田 穂 積	上天草市松島町阿村 5944 番地
"	吉 澤 孝 二	上天草市松島町合津 681 番地 1
"	寄 口 大 和	上天草市松島町合津 3183 番地 1
"	植 村 賢 始	上天草市松島町今泉 1140 番地
"	福 田 良 作	上天草市松島町今泉 2114 番地 5
"	渡 辺 稔 夫	上天草市松島町内野河内 1455 番地 1
"	赤 星 務	上天草市松島町内野河内 2651 番地

”	徳 田 浩	上天草市松島町教良木 2279 番地
”	山 辺 嶷	上天草市松島町教良木 4328 番地 1
”	山 並 彰 夫	天草郡倉岳町大字宮田 3812 番地
”	坂 本 尚 士	天草郡倉岳町大字宮田 1888 番地
”	馬 田 哲 明	天草郡倉岳町大字棚底 1733 番地
”	吉 田 宣 政	天草郡倉岳町大字棚底 2042 番地
”	高 口 義 照	天草郡倉岳町大字浦 3782 番地
”	井 川 征 治	天草郡倉岳町大字浦 1048 番地
監事	上 田 忠 章	上天草市松島町教良木 1070 番地
”	森 野 之 允	上天草市松島町教良木 4908 番地
”	野 口 貞 男	天草郡倉岳町大字浦 328 番地

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 1 号

本庁各課
各地方機関

熊本県菊池郡合志町及び同郡西合志町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県菊池郡合志町及び同郡西合志町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成 17 年 7 月 21 日付け総務省告示第 818 号に基づき、熊本県菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分の効力が生じる際、現に合志町及び西合志町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県合志市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 2 号

本庁各課
各地方機関

熊本県玉名郡菊水町及び同郡三加和町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県玉名郡菊水町及び同郡三加和町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令

平成 17 年 7 月 21 日付け総務省告示第 819 号に基づき、熊本県玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって同郡和水町を設置する処分の効力が生じる際、現に菊水町及び三加和町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県玉名郡和水町公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本庁各課
各地方機関

熊本県本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成 18 年 2 月 1 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成17年4月28日付け総務省告示第519号に基づき、熊本県本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置する処分の効力が生じる際、現に本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県天草市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成18年2月1日

熊本県国土利用計画審議会

- 1 開催日時
平成18年2月13日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館1階「芙蓉」
- 3 内容
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県地域振興部土地資源対策課 土地利用対策班)
(電話 096-333-2170)

正 誤

平成18年1月18日熊本県公報第11357号の公告番号に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
5	熊本県公告第36号の2	熊本県公告第37号
5	熊本県公告第36号の3	熊本県公告第38号
5	熊本県公告第36号の4	熊本県公告第39号
6	熊本県公告第36号の5	熊本県公告第40号
6	熊本県公告第36号の6	熊本県公告第41号